



2017年度からの新たな取り組み

江澤 雅彦

新年度に入り、毎年のことですが、大学では、希望に胸を膨らませた新入学生を迎え、どうか有意義な4年間（あるいはそれ以上）を送ってもらいたいと思う時節です。そうした折、これまでの共済とのご縁を発展させて、今年度から2つの取り組みを始めようと考えています。以下、それを紹介させていただきます。

共済とのご縁

想えば、私の共済に関する研究も、生協総合研究所が事務局となっている「生協共済研究会」（座長：岡田太 日本大学准教授）のメンバーに2007年に加えて頂いて以降始まりました。同年8月31日、「制度共済の現代的課題」というテーマで初めて共済に関する研究報告を行いました。保険研究者として、主として生命保険をメインの分野にしてきた私にとり、共済は、隣接分野としての認識しかありませんでしたが、その後、「2008年度日本保険学会大会」の共通論題「いま保険とは何かを考える」の中で、「保険と共済の「境界」について」と題した報告を行い、このあたりが私の共済研究のスタートになったと思います。

以降、同研究会に続いて、日本共済協会の「共済理論研究会」にも加えて頂き、現在は、関英昭 青山学院大学名誉教授を引き継いで同研究会の主査の役目を頂いております。またその後、共済団体の理事として事業運営の観点から共済に接する機会を持つことができるようになり、今日に至っています。

講義科目としての「協同組合保険論」の新設

1つ目の取り組みは上記科目の新設です。

私の本務校である早稲田大学商学部には、現在、「保険論」、「生命保険論」、「損害保険論」、「海上保険論」といった講義科目が存在しています。私は、「保険論」と「生命保険論」（ともに4単位）を担当していますが、このラインアップに、今年度から、2単位科目ではありますが、「協同組合保険論」が加えられることとなりました。もちろん私が担当します。おそらく日本の大学でこの名称の科目が正規科目として設けられるのは、初めての試みであると思います。

私は、保険研究者として、現代における保険と共済の同質性と異質性に強い関心を有しています。現在、共済事業の多くは、協同組合組織に立脚した保険事業ととらえるべきであり、これを共済と呼ぶのは、わが国保険業法が、保険事業の運営を株式会社と相互会社のみ認めているからです。これら保険業法にもとづく保険を会社保険と呼ぶならば、その「枠外」にある共済は、「協同組合保険」と呼ぶべきであると考えられます。

この科目では、協同組合保険の意義、特質を総論的に検討し、さらに、現在その実態を支えている各種共済団体から、その現状および課題に関する「生きた」情報を学生諸君に提供してもらい、わが国の広義の保険市場に関する知見を深めてもらいたいと考えています。

講義項目としては、以下のようなことを予定しています。

- (1) 保障提供者としての協同組合の性格規定
- (2) わが国における協同組合保険の歴史的経緯

- (3) 協同組合保険と会社保険の比較検討
- (4) 各種共済団体からの現状報告およびそれらにもとづく課題の抽出

なお(4)でいう各種共済団体としては、いわゆる大規模制度共済団体に加えて、できうる限り広範囲にお声がけ、お願いをして学生への情報発信をしていただきたいと思います。

早稲田大学「保険・共済総合研究所」の新設

2つ目の取り組みは、上記の名称の研究所の設置です。

早稲田大学には、早稲田大学総合研究機構の下に「プロジェクト研究所」制度があります。この「プロジェクト研究所」は、早稲田大学の専任教員が核となり、連携型の共同研究を推進するために発足させるものです。「研究所」というと、大きな建物や永続的な研究員組織が一般的に連想されますが、「プロジェクト研究所」とは、一定期間内に所定の研究プロジェクトを実施されるために設置される、時限的、機能的な研究所であり、言ってみればヴァーチャルな研究所ということになります。現在はその数が120程度とのことです（早稲田大学HPより）。

早稲田大学「保険・共済総合研究所」は、この4月に、私を所長、大塚英明先生（早稲田大学法学学術院教授）を幹事として発足しますが、その研究テーマを「会社保険と協同組合保険（＝共済）の同質性と異質性」としました。

会社保険と協同組合保険はともに保険技術を採用しており、契約者・組合員と保険者側の保険料・保険金の授受という点では、「相互扶助の仕組み」ではないといってよい。契約者・組合員はリスク処理を望んだのであり、それ故、彼または彼女が交換するのは、保険金の数学的期

待値に等しい（純）保険料と、保険事故発生の際の保険金支払いの確約である。そこには、契約者間・組合員間の相互扶助はなく、等価交換が貫徹されている。

協同組合保険は、その仕組みとして保険技術を用いたため、保険料と保険金の授受という局面においては、協同組合保険と会社保険の異質性を主張するのは難しいのではないかと？

以上が、現在の私の問題意識です。

われわれは、大学設置の研究所としての中立的な立場で、両保険の相違の有無、さらに相違があるとすれば、それぞれのアイデンティティはいかなるものか、またいかなるものであるべきか、こうした問題についてアカデミックにアプローチしていきたいと考えています。基本的な研究スタンスとしては、伝統的な理念論のみに捉われることなく、実務を日々行っている保険会社、共済団体との真摯かつ詳細な「対話」を通じて、具体事例を分析しながら、今日的な「会社保険・協同組合保険比較論」を展開していきたいと思えます。

研究所メンバー執筆による書籍を発刊することや、「大隈講堂」あるいは「井深ホール」といった本学の施設を使って、共済団体、保険会社、研究者の皆さんが興味・関心をもてるシンポジウム等を開催することも考えています。

これら2つの取り組みを進めることで、早稲田大学が保険・共済を含めた「広義の保険学」の主要な拠点となるべく、努力して参りたいと存じます。

この場を借りて関係各位の今後のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

（早稲田大学商学学術院 教授）